

○こうち人づくり広域連合自主企画研修審査会設置要綱

平成15年10月23日制定

改正 平成19年3月29日
平成20年4月1日
平成21年3月9日
平成24年4月1日
平成24年10月16日

（目的）

第1条 こうち人づくり広域連合自主企画研修事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、市町村職員自らが企画立案した国内及び海外での研修（以下「自主企画研修」という。）に対する補助金の交付決定を適正に行うため、こうち人づくり広域連合自主企画研修審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審査会は、自主企画研修の内容を審査する。

（組織）

第3条 審査会の構成は次のとおりとする。

委員長 こうち人づくり広域連合会計管理者

委員 高知県総務部市町村振興課長、公益財団法人高知縣市町村振興協会常務理事

（運営）

第4条 審査会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 審査会を招集する暇のないときは、前項の規定にかかわらず、回議によって決定することができるものとする。

（自主企画研修の選定）

第5条 審査会は、提出された自主企画研修の企画書について、人材育成の視点から、研修目的及び研修効果等の有効性を鑑み、採択の順位付けを行うものとする。

（関係職員の出席）

第6条 審査会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（審査会の事務）

第7条 審査会の事務は、こうち人づくり広域連合事務局人づくりチームが行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月23日から施行する。

附 則（平成19年3月29日）

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月9日）

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月16日）

この改正要綱は、平成24年10月16日から施行する。